

北杜市の公民館のあり方について

答 申

平成27年3月26日

北杜市社会教育委員会議

## 目 次

はじめに	2
I 会議の経過	3
II 対象区域の範囲について	5
III 中央館的公民館の設置について	5
IV 地区公民館の設置について	6
V 館長・主事の設置について	6
VI 分館の位置付けについて	7
VII 館長・主事報酬について	7
VIII 公民館分館活動費補助金について	8
IX 公民館分館施設整備費補助金について	10
おわりに	10

## はじめに

本会議は、平成25年4月18日、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、北杜市教育委員会から「北杜市の公民館のあり方について」の諮問を受けた。

北杜市は、平成16年11月1日に合併し、中央公民館1館、地区公民館8館、中央分館6館、分館201館の公民館が設置されている。

公民館活動の推進については、合併による地域の広域化や学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、学習機会や学習情報の提供、分館の活動費、施設整備費等に係る財政支援などを積極的に推進してきた。

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設である。

また、地域社会の形成や地域文化の振興にも大いに貢献するなど、住民の日常生活にとって、最も身近な生涯学習拠点の役割を果たす必要がある。

しかし、本市では、中央公民館及び地区公民館に館長・公民館主事が任命されていないため、各種事業の企画実施が行われておらず、一部においては、市役所・総合支所など住民が自由に使用できない公用財産が公民館として位置付けられ、本来の公民館活動を展開している社会教育施設が地区公民館となっていない状況にある。

また、北杜市公民館条例では、地域の集会所機能を有する公民館類似施設を公民館分館と規定しているため、法令との不適合が生じているとともに、分館活動費補助金、分館施設整備費補助金の対象要件に不均衡が生じている。

近年、社会情勢の変動が著しく、時代背景や社会の構造、住民意識やその成熟度が大きく変化している中で、地域活動の拠点としての公民館は、よりよい地域・社会を住民自らが創っていくための「人づくり・人育て」の役割を果たさなければならない。

このため、本会議では、本市における公民館施設の運営の状況と問題点の把握など、様々な視点から論点を整理しつつ審議し、このたび、その結果を「北杜市の公民館のあり方について」答申として取りまとめた。

本答申が、各関係者をはじめ、市民の理解と協力を得て、今後の公民館の運営に反映されることを期待するものである。

## I 会議の経過

- 第1回 平成25年4月18日（H25 第1回社会教育委員会議）  
・北杜市の公民館のあり方について諮問
- 第2回 平成25年9月26日（第1回答申検討会）  
・諮問に係る審議スケジュール等について
- 第3回 平成25年11月26日（第2回答申検討会）  
・中央公民館及び地区公民館のあり方について  
・対象区域の範囲について  
・中央館的公民館の設置について
- 第4回 平成26年1月21日（第3回答申検討会）  
・行政視察（甲斐市北部公民館）  
・中央公民館及び地区公民館のあり方について
- 第5回 平成26年3月7日（第4回答申検討会）  
・対象区域の範囲について  
・中央館的公民館の設置について  
・地区公民館の設置について  
・職員の配置について
- 第6回 平成26年4月18日（第5回答申検討会）  
・地区公民館のあり方について  
・分館のあり方について
- 第7回 平成26年6月2日（第6回答申検討会）  
・審議スケジュールの変更について  
・館長・主事報酬について  
・公民館分館活動費補助金について  
・公民館分館施設整備費補助金について
- 第8回 平成26年8月28日（第7回答申検討会）  
・館長・主事報酬について  
・公民館分館活動費補助金について  
・公民館分館施設整備費補助金について

- 第 9 回 平成 26 年 11 月 18 日（第 8 回答申検討会）  
・ 公民館分館活動費補助金について
- 第 10 回 平成 27 年 1 月 26 日（第 9 回答申検討会）  
・ 答申内容について
- 第 11 回 平成 27 年 2 月 24 日（第 10 回答申検討会）  
・ 答申案について
- 第 12 回 平成 27 年 3 月 26 日（H26 第 4 回社会教育委員会議）  
・ 教育委員会へ答申

## II 対象区域の範囲について

対象区域の範囲は、「公民館の設置及び運営に関する基準」（平成15年文科省告示第112号）等のおり、地域の諸条件を勘案して定めることとされている。

本市では、合併前の旧町村時から、地域住民の生涯学習の拠点として利用されている社会教育施設があり、合併後もそれぞれの地域における公民館活動が活発に行われている。

合併による対象区域にこだわらない広域的、体系的な学習機会や集会の場の提供など、地域における住民の学習需要に応える必要性はある。

しかし、市域が広く、交通条件等による一定区域での活動や旧町村単位での文化団体等の活動が主体となっていることを踏まえると、対象区域は、明野地区、須玉地区、高根地区、長坂地区、大泉地区、小淵沢地区、白州地区、武川地区の8区域ごとに定める必要がある。

## III 中央館的公民館の設置について

北杜市の中央公民館は、現行条例では、住民が自由に利用できない公用財産（市役所本庁舎）に位置付けられている。

このため、中央公民館を設置する場合は、社会教育施設のいずれかに位置付けられなければならない。

しかし、本市では、実質的に旧町村単位での生涯学習活動が主体となっており、中核的な位置付けをもった社会教育施設や区域が存在しない。

さらに、地区公民館の管理運営や課題解決について、生涯学習課と各教育センターとの連絡調整が図られており、その他市の全域に関する事項については、社会教育主事を置く生涯学習課において処理するなど同課が中核的な役割を果たしている。

このような状況から、本市においては、中央館的機能を有する公民館を設置する必要性は、現段階では低いと考えられる。

ただし、今後、教育センターのあり方など、市の組織形態の見直しが行われた場合は、公民館相互の連絡調整機能の充実のため、中央館的機能を有する公民館の設置について検討する必要がある。

#### IV 地区公民館の設置について

現行の条例では、合併前の8地区ごとに地区公民館が設置されているが、明野地区・高根地区の地区公民館が住民が自由に利用できない公用財産（総合支所）に設置されている。

平成25年度の「社会教育施設等の使用料の見直し」に伴い、明野総合会館及び高根町農村環境改善センターが新たに社会教育施設として位置付けられ、さらに、白州地区においては、白州総合会館が所管替えにより社会教育施設として新たに位置付けられた。

これらの施設は、合併前、合併後においても、それぞれの地域における生涯学習活動の拠点としての機能を果たしており、その他の地域の社会教育施設と同様に、これらを地区公民館としてそれぞれ位置付けることにより、生涯学習活動の拠点整備が一層図られることとなる。

本市の公民館活動は、実質的に旧町村単位での生涯学習活動が主体となっている。

さらに、市域が広く、交通条件、日常生活圏、社会教育団体等の活動状況を見ると、合併前の8地区ごと生涯学習活動の拠点としての公民館を設置することが望ましい。

このため、現在、地区ごとに設置されている社会教育施設をそれぞれの地区公民館として位置付ける必要がある。

地区ごとの公民館名称と施設名は次のとおり。

名称	施設名
北杜市明野公民館	明野総合会館
北杜市須玉公民館	須玉農村総合交流ターミナル
北杜市高根公民館	高根町農村環境改善センター
北杜市長坂公民館	長坂町農村環境改善センター
北杜市大泉公民館	大泉総合会館
北杜市小淵沢公民館	生涯学習センターこぶちさわ
北杜市白州公民館	白州総合会館
北杜市武川公民館	甲斐駒センターせせらぎ

#### V 館長・主事の設置について

公民館への職員の配置については、現状において、生涯学習課及び教育センターが市役所本庁舎又は総合支所に配置されており、それぞれの公民館への館長、主事の職員は配置されていない。

しかしながら、本市は市域が広く、各地域ごとの公民館活動が主体と

なっていることから、地域住民の多様な学習ニーズに適切に対応し、きめ細かな社会教育事業の企画・実施や学習機会を提供するためには、各公民館へ館長・主事を設置する必要がある。

ただ、現状では、教育センターのあり方や市の財政状況を考慮すると各公民館への館長・主事の設置について困難な状況にあるが、地域住民への計画的な研修機会の充実を図るため、設置について継続的に検討していくべきである。

## VI 分館の位置付けについて

社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館は、市町村が設置し、維持管理及び事業を展開する公設公営のものであって、講座など各種社会教育事業を行うほか、貸館等の利用に供されるものである。

しかし、北杜市公民館条例においては、地域で維持管理する集会所機能を有する公民館類似施設を公民館分館と位置付けており、法令との不適合が生じている。

このため、北杜市公民館条例に規定されている施設の位置付けを見直し、迅速な条例・規則の整備により法令との整合性を図る必要がある。

なお、現在の条例の規定は、公民館分館活動費補助金及び公民館分館施設整備費補助金の支給に係る補助要件となっているため、例規整備により補助要件が喪失する場合は、地域における生涯学習活動の推進のため、補助制度は継続するべきである。

## VII 館長・主事報酬について

地域の公民館活動は、地域コミュニティの構築に必要不可欠である。

こうした活動は、分館長・主事が中心的な役割を担っており、これらの分館長・主事には、現在、市から年額報酬が支給されているが、分館のあり方の見直しによる北杜市公民館条例の改正によって支給要件が喪失し、館長・主事へ報酬の支給ができないこととなる。

しかし、地域の分館の公民館活動は、地域コミュニティの構築に重要な役割を果たしており、今後も、公民館分館が地域住民の生涯学習活動や地域住民の交流拠点としての機能を維持していくためには、各分館の活動規模に差があるとはいえ、現在の報酬に変わる支援策が継続されるよう支給方法を検討する必要がある。



## Ⅷ 公民館分館活動費補助金について

分館のあり方の見直しに伴う北杜市公民館条例の改正により、公民館分館活動費補助金の補助要件が喪失することとなる。

本市の公民館活動は、地域の分館単位による活動が主体的に行われていることから、当該補助金が廃止された場合、現在の分館単位で行われている公民館活動が衰退し、地域住民への生涯学習の場の提供や地域住民の交流促進が滞ることとなるため、引き続き補助制度が継続される必要がある。

なお、補助制度の検討にあたっては、現在の地域間の対象要件の不均衡を是正するため、均等割による配分を廃止し、世帯数による階層別など新たな補助基準により公平性が保たれる必要がある。

また、新たな補助基準による配分にあたっては、地域間における補助金額の増加又は減少が発生することとなるが、不均衡の是正の観点から、激変緩和措置は行わず支給するものとする。

平成26年度当初予算額をベースにした試算案は下記のとおり。

### ◎ 配分方法

現在の分館単位の施設を公民館類似施設に置き替え、均等割を廃止し、階層割と戸数割を合わせた額を配分する。

#### 《階層割》

- ・ 区分 世帯数別に下記の15階層に区分
- ・ 算定基礎 各区分ごとの中間数を採用。ただし、300世帯以上については実数とする。
- ・ 補助単価 予算額に40%を乗じた額を世帯数で除した額に算定基礎数を乗じた額  
(例  $14,400 \text{ 千円} \times 40\% \div 13,904 \text{ 世帯}$   
 $= \text{補助単価} \approx 400 \text{ 円 (端数切捨)}$ )
- ・ 階層割額 算定基礎にそれぞれの階層に応じた補助額を乗じた額

#### 《戸数割》

- ・ 戸数単価 予算額から階層割額を差し引いた額を総世帯数で除した額  
(例  $14,400 \text{ 千円} - 5,626 \text{ 千円} \div 13,904 \text{ 世帯} = 631 \text{ 円}$ )
- ・ 戸数割額 戸数単価に分館数を乗じた額

◎ 世帯階層別補助金額（案）（平成26年申請ベース）

区分	算定基礎	補助額 (算定基礎×400円)	施設数	補助金総額 (円)
9世帯以下	5世帯	2,000円	1	2,000
10世帯～19世帯	15世帯	6,000円	16	96,000
20世帯～29世帯	25世帯	10,000円	20	200,000
30世帯～39世帯	35世帯	14,000円	27	378,000
40世帯～49世帯	45世帯	18,000円	26	468,000
50世帯～59世帯	55世帯	22,000円	17	374,000
60世帯～69世帯	65世帯	26,000円	12	312,000
70世帯～79世帯	75世帯	30,000円	14	420,000
80世帯～89世帯	85世帯	34,000円	13	442,000
90世帯～99世帯	95世帯	38,000円	6	228,000
100世帯～149世帯	125世帯	50,000円	21	1,050,000
150世帯～199世帯	175世帯	70,000円	11	770,000
200世帯～249世帯	225世帯	90,000円	6	540,000
250世帯～299世帯	275世帯	110,000円	2	220,000
300世帯以上	実数	126,000円	1	126,000
合計			193	5,626,000

◎各地区別配分表（平成26年申請ベース）

区分	公民館類 似施設数	戸数	階層割額 ①	戸数割額② (戸数×631円) (端数調整あり)	補助金額 (①+②)
明野	30	1,345	548,000	849,000	1,397,000
須玉	45	2,360	954,000	1,489,000	2,443,000
高根	26	2,500	980,000	1,578,000	2,558,000
長坂	30	2,668	1,076,000	1,684,000	2,760,000
大泉	26	1,148	476,000	724,000	1,200,000
小淵沢	13	1,843	762,000	1,163,000	1,925,000
白州	14	1,111	432,000	701,000	1,133,000
武川	9	929	398,000	586,000	984,000
計	193	13,904	5,626,000	8,774,000	14,400,000

## Ⅹ 公民館分館建設整備費補助金について

分館のあり方の見直しに伴う北杜市公民館条例の改正により、公民館分館施設整備費補助金の補助要件が喪失することとなる。

市内の集会所施設は老朽化しているものが多く、当該補助金が廃止された場合、施設の老朽化の進行により、現在の分館単位で行っている公民館的活動が衰退し、地域住民への生涯学習の場の提供や地域住民の交流促進が滞るおそれがある。

また、こうした地域の集会所施設は、災害時の避難所としての機能を有することから、公民館的活動以外の施設利用の重要性からも引き続き補助制度が継続される必要がある。

なお、条例改正により、現在の分館は、他の集会所と同様に地域のコミュニティ施設となるため、補助制度の検討にあたっては、こうした施設間の補助要件の公平性が保たれるよう検討する必要がある。

## おわりに

公民館は、地域における住民の学習需要に総合的に応え、地域社会の形成や地域文化の振興にも大いに貢献する社会教育施設である。

今般の答申により、生涯学習における公民館の役割とそのあり方について、その現状と課題を鮮明にし、市民が生きがいを感じ、教養を高め、明るく住み良い地域社会が構築されるよう期待するものである。

なお、本会議の答申の実現に向けては、関係者への意見聴取や地域住民への周知などを十分に行い、本答申が「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向けた方向性を示すものとなれば幸いである。

## 北杜市社会教育委員会議委員名簿

任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

N O	地区名	氏名	備考
1	明野	篠原 隆美	
2	明野	上野 みよ子	
3	須玉	小澤 一	
4	須玉	櫻井 ひろみ	公民館運営審議会副会長
5	高根	内藤 久敬	
6	高根	仲田 勝子	
7	長坂	板山 國夫	
8	長坂	大久保さかえ	
9	大泉	小池 正弘	
1 0	大泉	齋藤 けさ子	
1 1	小淵沢	花輪 定徳	社会教育委員会議議長
1 2	小淵沢	茅野 昭子	
1 3	白州	堀内 弘	公民館運営審議会会長
1 4	白州	島口 礼子	社会教育委員会議副議長
1 5	武川	溝口伸一郎	
1 6	武川	栗澤 雅子	

北杜生学第47号  
平成25年4月18日



北杜市社会教育委員会議 様

北杜市教育委員会  
教育長 藤森 顕治

北杜市の公民館のあり方について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

## 【諮問事項】

北杜市の公民館のあり方について

## 【諮問理由】

本市では、平成16年11月の合併以降、北杜市総合計画に基づき、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向け、様々な施策が実施されています。

生涯学習事業についても、「地域づくりを支える生涯学習社会の充実」の柱の下、市民一人ひとりが自主的に学習意欲を高め、学び続けることで、明るく健康で生きがいのある「生涯学習社会」を構築するための施策の実施により、市民の学習意欲の啓発・推進が図られています。

こうした中、公民館活動の推進については、合併による地域の広域化や学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、学習機会や学習情報の提供、分館への活動費・施設整備費等に係る財政支援など積極的に推進してきました。

公民館は、多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設であり、また、地域社会の形成や地域文化の振興にも大いに貢献するなど、住民の日常生活に最も身近な生涯学習の拠点としての役割を果たす必要があります。

しかし、本市では、中央公民館及び地区公民館において、各種事業の企画実施や必要な事務を行う館長、公民館主事が任命されておらず、一部においては、市役所・総合支所などの住民が自由に使用できない公用の行政財産の施設が位置付けられ、本来の公民館活動を展開している施設が地区公民館になっていない状況にあります。

また、北杜市公民館条例では、地域の集会所機能を有する公民館類似施設を分館と規定しているため、法令との不適合が生じているとともに、分館活動費・施設整備費等の財政支援を行うにあたっての対象施設の要件などにも不公平感が生じています。

このようなことから、地域住民の意向を反映し、より充実した公民館運営を推進するため、北杜市における公民館のあり方について、北杜市社会教育委員会議に意見を求めるものです。

【公民館の現状】

「北杜市公民館条例」に規定されている公民館は、次のとおり216の中央公民館、地区公民館、分館があります。

区分	数	所在地
中央公民館	1	北杜市役所生涯学習課内
地区公民館	8	明野（明野総合支所） 須玉（須玉ふれあい館） 高根（高根総合支所） 長坂（長坂農村環境改善センター） 大泉（大泉総合会館） 小淵沢（生涯学習センターこぶちさわ） 白州（はくしゅう館） 武川（甲斐駒センターせせらぎ）
分館	207	明 野 30 須 玉 58（中央分館6、分館52） 高 根 26 長 坂 30 大 泉 27 小淵沢 13 白 州 14 武 川 9
計	216	